

# 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 30 年 9 月 7 日

支出負担行為担当官  
関東財務局総務部次長 飯塚 俊行

## 記

### 〈電子調達システムの利用〉

本業務は、「政府電子調達システム」(<https://www.geps.go.jp/>) を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。

ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

### 1. 業務概要等

委託業務の名称	平成 30 年度国有建物解体撤去工事設計図書等作成業務 (横浜市金沢区町屋町)
業務場所	神奈川県横浜市金沢区町屋町 6 番 5
業務内容	国有建物解体撤去工事にかかる 1. 設計業務 2. 調査報告書作成業務 3. 数量積算業務
履行期間	自 契約締結日 至 平成 31 年 2 月 15 日

### 2. 競争に参加する者に必要な資格

次の各号の要件をすべて満たしている者であること。

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成 29・30 年度財務省関東地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」の A、B 又は C 等級に格付けされており、責任をもって設計を完成することができる者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。  
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による。）であること。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認めるものを含む。）であること。
- (6) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (7) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 入札説明書の配布を受け、入札説明書に定める申込書等を受領期限までに提出し、その審査に合格した者であること。
- (9) 建物解体撤去工事設計業務（SRC造またはRC造）の実績があり、解体設計業務に熟知した管理技術者を選任できる者であること。

### 3. 入札手続等

#### (1) 担当部局

関東財務局 管財第2部（第8）統括国有財産管理官

〒330-9716

さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館14階

電話 048-600-1212

#### (2) 入札説明書等の交付

イ. 期間 平成30年9月7日(金)から平成30年9月26日(水)まで  
平日9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分  
平成30年9月26日(水)のみ9時00分から12時00分まで

ロ. 場所 ・ 関東財務局 管財第2部（第8）統括国有財産管理官

・ 関東財務局 横浜財務事務所

（第2）統括国有財産管理官

〒231-8412

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

電話 045-681-0936

#### (3) 競争参加資格確認申請

イ. 期間 上記(2)に同じ

ロ. その他 「紙」による競争参加希望者は、上記(1)に持参又は郵送等（期間内必着）により提出すること。

(4) 競争参加資格の確認

競争参加資格がないと認められた場合は、平成 30 年 9 月 28 日(金) までに通知する。

(5) 入札日時等

イ. 日 時 平成 30 年 10 月 3 日(水) 9 時 00 分から 12 時 00 分

ロ. その他 「紙」による入札参加者は、上記(1)に持参により提出すること。

(6) 開札日時等

イ. 日 時 平成 30 年 10 月 3 日(水) 13 時 30 分

ロ. 場 所 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 関東財務局 16 階会議室 B

(7) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加申込書及び競争参加申込書添付資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(8) 入札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を記載しないものとする。）。

(9) その他

(4) から (6) については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

4. 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

5. 契約書作成の要否

要(書面によるものとする。)

6. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。  
また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

7. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は、入札説明書による。